

徳島市上下水道局総合評価方式入札の実施方針に関する運用基準

徳島市上下水道局総合評価方式入札の実施方針第3の3に規定する各評価項目の評価点の算定として「総合評価方式入札の評価基準【標準型】（表-1）」及び「総合評価方式入札の評価基準【施工能力審査型】（表-2）」に掲げる総合評価方式入札の評価基準の運用について、次のとおり行うものとする。

1 技術者評価

(1) 配置予定技術者の資格

評価対象とする資格は、「工種及び資格の分類（別表1）」のとおりとする。

(2) 継続教育（CPD）の取り組み状況

当面の間、土木一式工事（交通安全工事及び推進工事を除く）・建築一式工事のみ適用するものとする。

対象団体は、原則としてCPDを推奨し活動実績が豊富であり、取得単位数（ユニット数）の証明書を発行できる団体とする。

取得している各団体の単位数の合計のみを参加申請時に規定様式に記載し、落札候補者となった場合のみ、各団体が発行する証明書（単位数合計分）を提出するものとする。

CPD取得単位数は、CPDを実施している団体における取得単位数の合計とする。ただし、社内研修は認めない。

公告日の5年前の日の属する年度の4月1日から起算して公告日までに取得した取得単位数を評価対象とする。

(3) 同種建設工事の施工実績の件数

同種建設工事の条件は、次のとおりとする。

① 入札工事と同一工種の工事。

工種は、建設業法別表第一に掲げる建設工事の種類とし、原則、コリンズに登載されている建設業許可業種で判断するものとする。

ただし、土木一式工事のうち交通安全工事及び推進工事、とび・土工・コンクリート工事のうち法面工事、管工事のうち空調工事、塗装工事のうち道路区画線工事、水道施設工事のうち配水管布設工事については、それぞれ別工種として取り扱うものとする。

なお、平成22年度から令和元年度に発注した水道施設工事のうち、施工内容が配水管布設工事と認められるものは、配水管布設工事の実績とする。

また、公告文において、入札参加条件として特定の工事の施工実績を要求する場合は、指定した条件を満たす工事を評価対象とする。

② 国の行政機関、地方公共団体が発注した工事又は国の「工事成績相互利用登録機関」が発注する「工事成績評定相互利用対象工事」として国土交通省のホームページに登録・掲載されている工事（下水道事業に係る工事については、下水道事業団が発注した工事も含む。）。

③ 公告日の15年前の日の属する年度の4月1日から起算して公告日の1年前の日の属する年

度の3月31日までの間に完了（しゅん工検査を終了し、合格）した工事。

- ④ 配置予定技術者が、現場代理人又は主任（監理）技術者として該当工事において工期の1/2を超え従事した工事。
- ⑤ 契約金額が、入札工事の予定価格の1/2以上の工事。
ただし、入札参加条件として市内業者を対象とする工事については、契約金額が25,000,000円以上の工事とする。
- ⑥ 特定建設工事共同企業体が施工した工事の場合は、共同企業体の代表者として施工した工事とする。なお、この場合の契約金額は、最終の契約金額に出資比率を乗じて得た金額とする。
- ⑦ コリンズ（日本建設情報総合センター提供）登録情報、工事請負契約書、しゅん工承認書等及び仕様書等で上記内容を証明できること。

(4) 配置予定技術者の過去一定期間における工事成績評定点

次の条件をみたます1件の工事で評価する。

① 入札工事と同一工種の工事

工種は、建設業法別表第一に掲げる建設工事の種類とし、原則、コリンズに登録されている建設業許可業種で判断するものとする。

ただし、土木一式工事のうち交通安全工事及び推進工事、とび・土工・コンクリート工事のうち法面工事、管工事のうち空調工事、塗装工事のうち道路区画線工事、水道施設工事のうち配水管布設工事については、それぞれ別工種として取り扱うものとする。

なお、平成22年度から令和元年度に発注した水道施設工事のうち、施工内容が配水管布設工事と認められるものは、配水管布設工事の実績とする。

- ② 徳島市上下水道局、徳島市、徳島県、国の行政機関が発注した工事又は国の「工事成績相互利用登録機関」が発注する「工事成績評定相互利用対象工事」として国土交通省のホームページに登録・掲載されている工事（下水道事業に係る工事については、下水道事業団が発注した工事も含む。）
- ③ ②の発注機関が定めた工事成績評定要領等に基づき工事成績評定点を通知された工事
- ④ 徳島市又は徳島市上下水道局が発注した工事の場合は、公告日の10年前の日の属する年度の4月1日から起算して公告日の1年前の日の属する年度の3月31日までの間に完了（しゅん工検査を終了し、合格）した工事のうち、最終の契約金額が3,000,000円以上の工事。
徳島県、国の行政機関、下水道事業団が発注した工事又は国の「工事成績相互利用登録機関」が発注する「工事成績評定相互利用対象工事」として国土交通省のホームページに登録・掲載されている工事の場合は、公告日の5年前の日の属する年度の4月1日から起算して公告日の1年前の日の属する年度の3月31日までの間に完了（しゅん工検査を終了し、合格）した工事
- ⑤ 配置予定技術者が、現場代理人又は主任（監理）技術者として該当工事において工期の1/2を超え従事した工事
- ⑥ 特定建設工事共同企業体が施工した工事の場合は、共同企業体の代表者として施工した工事とする。なお、この場合の契約金額は、最終の契約金額に出資比率を乗じて得た金額とする。
- ⑦ コリンズ（日本建設情報総合センター提供）登録情報等で上記内容を証明できること。

2 企業評価

(1) 同種建設工事の施工実績の件数

同種建設工事の条件は、次のとおりとする。

① 入札工事と同一工種の工事。

工種は、建設業法別表第一に掲げる建設工事の種類とし、原則、コリンズに登載されている建設業許可業種で判断するものとする。

ただし、土木一式工事のうち交通安全工事及び推進工事、とび・土工・コンクリート工事のうち法面工事、管工事のうち空調工事、塗装工事のうち道路区画線工事、水道施設工事のうち配水管布設工事については、それぞれ別工種として取り扱うものとする。

なお、平成22年度から令和元年度に発注した水道施設工事のうち、施工内容が配水管布設工事と認められるものは、配水管布設工事の実績とする。

また、公告文において、入札参加条件として特定の工事の施工実績を要求する場合は、指定した条件を満たす工事を評価対象とする

② 国の行政機関、地方公共団体が発注した工事又は国の「工事成績相互利用登録機関」が発注する「工事成績評価相互利用対象工事」として国土交通省のホームページに登録・掲載されている工事（下水道事業に係る工事については、下水道事業団が発注した工事も含む。）

③ 公告日の15年前の日の属する年度の4月1日から起算して公告日の1年前の日の属する年度の3月31日までの間に完了（しゅん工検査を終了し、合格）した工事。

④ 契約金額が、入札工事の予定価格以上の工事。

ただし、入札参加条件として市内業者を対象とする工事については、契約金額が50,000,000円以上の工事とする。

⑤ 特定建設工事共同企業体が施工した工事の場合は、共同企業体の代表者として施工した工事とする。なお、この場合の契約金額は、最終の契約金額に出資比率を乗じて得た金額とする。

⑥ コリンズ（日本建設情報総合センター提供）登録情報、工事請負契約書、しゅん工承認書等及び仕様書等で上記内容を証明できること。

(2) 徳島市又は徳島市上下水道局発注の同種建設工事の工事成績評定点の平均点

① 対象工事は、次のとおりとする。

(a) 入札工事と同一工種の工事。

工種は、建設業法別表第一に掲げる建設工事の種類により判断する。

ただし、土木一式工事のうち交通安全工事及び推進工事、とび・土工・コンクリート工事のうち法面工事、管工事のうち空調工事、塗装工事のうち道路区画線工事、水道施設工事のうち配水管布設工事については、それぞれ別工種として取り扱うものとする。

なお、平成22年度から令和元年度に発注した水道施設工事のうち、施工内容が配水管布設工事と認められるものは、配水管布設工事の実績とする。

(b) 徳島市長又は徳島市上下水道事業管理者名（徳島市水道事業管理者名を含む。）でしゅん工検査合格書を発行した工事で、徳島市工事成績評定要領又は徳島市上下水道局工事成績評定要領に基づき、徳島市又は徳島市上下水道局（徳島市水道局を含む。）から工事成績評定

点を通知された工事のうち、最終の契約金額が10,000,000円以上の工事。

徳島市交通局又は徳島市病院局において、しゅん工検査を行った工事は対象外とする。

- (c) 公告日の5年前の日の属する年度の4月1日から起算して公告日の1年前の日の属する年度の3月31日までの間に完了（しゅん工検査を終了し、合格）した工事。
 - (d) 特定建設工事共同企業体が施工した工事の場合は、共同企業体の代表者として施工した工事とする。なお、この場合の契約金額は、最終の契約金額に出資比率を乗じて得た金額とする。
- ② 上記①の条件を満たす工事実績を有しない者が、次の条件を満たす工事実績を有する場合は5点を加点する。

- (a) 入札工事と同一工種の工事。

工種は、建設業法別表第一に掲げる建設工事の種類により判断する。

ただし、土木一式工事のうち交通安全工事及び推進工事、とび・土工・コンクリート工事のうち法面工事、管工事のうち空調工事、塗装工事のうち道路区画線工事、水道施設工事のうち配水管布設工事については、それぞれ別工種として取り扱うものとする。

なお、平成22年度から令和元年度に発注した水道施設工事のうち、施工内容が配水管布設工事と認められるものは、配水管布設工事の実績とする。

- (b) 徳島市長又は徳島市上下水道事業管理者名（徳島市水道事業管理者名を含む。）でしゅん工検査合格書を発行した工事で、徳島市工事成績評定要領又は徳島市上下水道局工事成績評定要領に基づき、徳島市又は徳島市上下水道局（徳島市水道局を含む。）から工事成績評定点を通知された工事のうち、最終の契約金額が3,000,000円以上の工事。

徳島市交通局又は徳島市病院局において、しゅん工検査を行った工事は対象外とする。

- (c) 公告日の10年前の日の属する年度の4月1日から起算して公告日の1年前の日の属する年度の3月31日までの間に完了（しゅん工検査を終了し、合格）した工事。
- (d) 工事成績評定点が65点以上の工事。
- (e) 特定建設工事共同企業体が施工した工事の場合は、共同企業体の代表者として施工した工事とする。

(3) 徳島市内における本店等の所在地の有無

- ① 「同じ地域内に本店があるもの」の評価基準は、土木一式工事又は建築一式工事のみ適用する。

ただし、土木一式工事のうち交通安全工事、推進工事又は特殊な技術を要する工事で予定価格に関係なく市内全域を対象として入札参加を募集する工事については、「同じ地域内に本店があるもの」の評価基準は適用しない。

なお、「同じ地域内に本店があるもの」の同じ地域とは、土木一式工事においては、建設工事の一般競争入札等に係る業者選定運用基準に規定する別表第1の5千万円未満の土木工事の地区表に、建築一式工事においては、同基準に規定する別表第2の5千万円未満の建築工事の地区表に示す区域とし、公告日の1年前における建設業法上の主たる営業所の所在地をもって判断する。

- ② 「徳島市内に営業所等があるもの」の評価基準は、入札参加条件として市外業者を対象とす

る工事に適用する。この場合の営業所等は建設業法上の営業所である必要はないが、公告日までに「徳島県内の営業所等届出書（徳島市指定様式第8号）」により徳島市内の営業所等を徳島市に届けていることを条件とする。

- ③ 入札参加条件として市内業者と市外業者の両方を対象とする工事については、公告日において徳島市内に建設業法上の主たる営業所を移転し2年を経過していない者は、市外業者として入札に参加することとなるが、当該評価項目においては「徳島市内に営業所があるもの」として評価する。

なお、この場合においては、「徳島県内への営業所等届出書（徳島市指定様式第8号）」による徳島市内の営業所等の届けは不要とする。

(4) アドプト事業参加の有無

次の条件を満たすアドプト事業について、評価対象とする。

- ① 徳島市、徳島県又は国が実施している土木施設（道路、河川、公園等）に関するアドプト事業。

徳島市、徳島県又は国が実施している年1回のボランティア活動等は、アドプト事業参加の有無の評価対象外とする。

- ② 企業として参加していること。

企業単独で、アドプト事業の認定書等の交付を受けているか、又は協定書等を締結していることとし、地域の町内会等に1企業として参加しているアドプト事業又は組合の1企業として参加しているアドプト事業は、アドプト事業参加の有無の評価対象外とする。

- ③ アドプト事業の認定書又は協定書等の写し及び活動報告書の写しを提出できること。

- ④ 活動日が次の期間であること。

(a) 公告日が1月1日～3月31日の場合、公告日の2年前の日の属する年（暦年）の1月1日～12月31日

(b) 公告日が4月1日～12月31日の場合、公告日の1年前の日の属する年（暦年）の1月1日～12月31日

(5) ボランティア活動実績の有無

次の条件を満たすボランティア活動について、評価対象とする。

- ① 公共施設（道路、河川、公園等）の維持管理に関するボランティア活動。

次の活動は対象外とする。

- (a) 異常気象及び災害活動の出動
- (b) 民間施設の清掃活動等
- (c) 金銭の寄付及び物品の寄贈
- (d) 営業活動に繋がる相談
- (e) 相互協力活動の一部を抜き出したもの

- ② 企業として参加していること。

従業員が個人的に参加したボランティア活動は評価対象外とする。

- ③ 活動内容が客観的に判断できる確認資料（合意書等の写し、パンフレット、写真等）を提出

できること。

自主的に活動したものは、施設管理者の証明書の提出が必要となる。

④ 参加人数は、延べ8人以上であること。

⑤ 活動日が次の期間であること。

(a) 公告日が1月1日～3月31日の場合、公告日の2年前の日の属する年（暦年）の1月1日～12月31日。

(b) 公告日が4月1日～12月31日の場合、公告日の1年前の日の属する年（暦年）の1月1日～12月31日。

(6) 防災協定の締結等の有無

経営事項審査における「その他の審査項目（社会性等）」に規定される防災協定の締結に該当するもの、又は徳島市防災協力事業所登録制度に登録しているものを評価対象とする。

(7) 災害時等の緊急出動の実績の有無

次の条件を満たす災害時等の緊急出動について、評価対象とする。

① 徳島市から災害時などに緊急出動を要請され、次のいずれかに該当する活動を行ったもの。

(a) 深夜の緊急活動。（午後10時から午前5時までの間を含み、活動時間が3時間以上のもの。凍結防止剤散布作業は除く。）

(b) 警報発令時又は現場の危険性が大きいほど作業条件が厳しい場合の活動。

② 請負契約又は期間委託契約に基づく活動でないこと。

③ 指示書、覚書又は実績証明書等の提出により緊急出動の証明ができること。

④ 活動日が次の期間であること。（過去1カ年（暦年）の実績を評価）

(a) 公告日が1月1日～3月31日の場合、公告日の2年前の日の属する年（暦年）の1月1日～12月31日。

(b) 公告日が4月1日～12月31日の場合、公告日の1年前の日の属する年（暦年）の1月1日～12月31日。

(8) 災害時の支援活動の実績の有無

徳島市内外で発生した大規模災害等において、企業として支援活動に参加した実績とし、次の条件を満たす支援活動について、評価対象とする。

① 災害時応援協定に基づく支援活動又は被災自治体等の要請に基づく支援活動であること。

② 活動場所の自治体において災害対策本部が設置されている大規模災害であること。

③ 応援活動の内容は建設工事にかかるもので、資機材の提供のみでないこと。

④ 指示書、覚書又は実績証明書等の提出により支援活動の証明ができること。

⑤ 活動日が次の期間であること。（過去3カ年（暦年）の実績を評価）

(a) 公告日が1月1日～3月31日の場合、公告日の4年前の日の属する年（暦年）の1月1日～公告日の2年前の日の属する年（暦年）の12月31日。

(b) 公告日が4月1日～12月31日の場合、公告日の3年前の日の属する年（暦年）の1月1日～公告日の1年前の日の属する年（暦年）の12月31日。

(9) ISO認証取得の有無

開札日において、有効期間内の「ISO9001」又は「ISO14001」の認証を取得している場合、評価対象とする。

開札日において、有効期限切れのものは評価対象外とするが、更新手続き中である場合は、評価対象とする。

3 その他

(1) 入札参加条件として特定建設工事共同事業体を対象とする工事の場合は、技術者評価及び企業評価は、代表構成員を対象として評価する。

(2) 技術者評価における配置予定技術者は、最大3名まで申請できることとする。

複数の配置予定技術者を申請した場合は、評価点合計の最も低い技術者を対象として評価する。

なお、公告文において、工場製作期間と現地据付期間で技術者の途中交代を認める工事については、次のとおり取り扱う。

- ① 工場製作期間と現地据付期間のそれぞれについて最大3人まで配置予定技術者を申請することができる。(工事製作期間と現地据付期間を同じ技術者とすることも可能である。)
- ② 現地据付期間を担当する配置予定技術者を対象として評価する。
- ③ 現地据付期間を担当する配置予定技術者を複数申請した場合は、現地据付期間を担当する配置予定技術者のうち評価点合計の最も低い技術者を対象として評価する。
- ④ 当該工事の工場製作期間から現地据付期間への移行時期及び配置予定技術者の担当期間を行程表等で証明できること。

(3) 技術者評価における「同種建設工事の施工実績」については、最大5件まで申請することができることとする。

(4) 企業評価における「同種建設工事の施工実績」については、最大8件まで申請できることとする。

(5) 企業評価における「社会性」の評価については、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 「アドプト事業参加」及び「ボランティア活動」において複数の実績等がある場合でも、実績等がある評価事項としては1項目として評価する。
- ② 「防災協定の締結」、「徳島市防災協力事業所登録制度登録」、「災害時等の緊急出動」及び「災害時の支援活動」において複数の実績がある場合でも、実績等がある評価事項としては1項目として評価する。
- ③ 「ISO9001」及び「ISO14001」の両方の認証を取得している場合でも、実績等がある評価事項としては1項目として評価する。

附 則

本実施方針に関する運用基準は令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 本実施方針に関する運用基準は、令和2年6月1日から施行する。

(経過処置)

2 改正後の運用基準は、施行期日以降に格付けする業者、公告する建設工事に係る一般競争入札から適用し、施行期日前に格付けした業者、公告した建設工事に係る一般競争入札については、なお、従前の例による。

工種及び資格の分類

(別表1)

No.	建設業法別表第一に掲げる建設工事の種類	技術者評価・企業評価における同一工種の判断	配置予定技術者の資格		
			技術士	一級の資格	二級等の資格
1	土木一式工事	土木一式工事 (推進工事を除く)	建設部門 農業部門の選択科目 「農業土木」 水産部門の選択科目 「水産土木」 森林部門の選択科目 「森林土木」	一級土木施工管理技士 一級建設機械施工技士	二級土木施工管理技士 (土木) 二級建設機械施工技士 (第1種～第6種)
		交通安全工事			
		推進工事			
2	建築一式工事	建築一式工事	—	一級建築施工管理技士 一級建築士	二級建築施工管理技士 (建築) 二級建築士
3	大工工事	大工工事	—	一級建築施工管理技士 一級建築士	二級建築施工管理技士 (躯体)又は(仕上げ) 二級建築士 木造建築士
4	左官工事	左官工事	—	一級建築施工管理技士	二級建築施工管理技士 (仕上げ)
5	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート 工事(法面工事を除く)	建設部門 農業部門の選択科目 「農業土木」 水産部門の選択科目 「水産土木」 森林部門の選択科目 「森林土木」	一級土木施工管理技士 一級建築施工管理技士 一級建設機械施工技士	二級土木施工管理技士 (土木)又は(薬液注入) 二級建築施工管理技士 (躯体) 二級建設機械施工技士 (第1種～第6種)
		法面工事			
6	石工事	石工事	—	一級土木施工管理技士 一級建築施工管理技士	二級土木施工管理技士 (土木) 二級建築施工管理技士 (仕上げ)
7	屋根工事	屋根工事	—	一級建築施工管理技士 一級建築士	二級建築施工管理技士 (仕上げ) 二級建築士
8	電気工事	電気工事	建設部門 電気電子部門	一級電気工事施工管理技士	二級電気工事施工管理技士
9	管工事	管工事(空調工事を除く)	機械部門の選択科目 「流体工学」又は「熱工学」 上下水道部門 衛生工学部門	一級管工事施工管理技士	二級管工事施工管理技士
		空調工事			
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック 工事	—	一級建築施工管理技士 一級建築士	二級建築施工管理技士 (躯体)又は(仕上げ) 二級建築士
11	鋼構造物工事	鋼構造物工事	建設部門の選択科目 「鋼構造及びコンクリート」	一級土木施工管理技士 一級建築施工管理技士 一級建築士	二級土木施工管理技士 (土木) 二級建築施工管理技士 (躯体)
12	鉄筋工事	鉄筋工事	—	一級建築施工管理技士	二級建築施工管理技士 (躯体)

No.	建設業法別表第一に掲げる建設工事の種類	技術者評価・企業評価における同一工種の判断	配置予定技術者の資格		
			技術士	一級の資格	二級の資格
13	ほ装工事	ほ装工事	建設部門	一級土木施工管理技士 一級建設機械施工技士	二級土木施工管理技士(土木) 二級建設機械施工技士(第1種～第6種)
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事	建設部門 水産部門の選択科目「水産土木」	一級土木施工管理技士	二級土木施工管理技士(土木)
15	板金工事	板金工事	—	一級建築施工管理技士	二級建築施工管理技士(仕上げ)
16	ガラス工事	ガラス工事	—	一級建築施工管理技士	二級建築施工管理技士(仕上げ)
17	塗装工事	塗装工事 (道路区画線工事を除く)	—	一級土木施工管理技士 一級建築施工管理技士	二級土木施工管理技士(鋼構造物塗装) 二級建築施工管理技士(仕上げ)
		道路区画線工事			
18	防水工事	防水工事	—	一級建築施工管理技士	二級建築施工管理技士(仕上げ)
19	内装仕上工事	内装仕上工事	—	一級建築施工管理技士 一級建築士	二級建築施工管理技士(仕上げ) 二級建築士
20	機械器具設置工事	機械器具設置工事	機械部門	—	—
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事	—	一級建築施工管理技士	二級建築施工管理技士(仕上げ)
22	電気通信工事	電気通信工事	電気・電子部門	一級電気通信工事施工管理技士	二級電気通信工事施工管理技士
23	造園工事	造園工事	建設部門 森林部門の選択科目「林業」又は「森林土木」	一級造園施工管理技士	二級造園施工管理技士
24	さく井工事	さく井工事	上下水道部門の選択科目「上水道及び工業用水道」	—	—
25	建具工事	建具工事	—	一級建築施工管理技士	二級建築施工管理技士(仕上げ)
26	水道施設工事	水道施設工事 (配水管布設工事を除く)	上水道部門 衛生工学部門の選択科目「水質管理」又は「廃棄物管理」	一級土木施工管理技士	二級土木施工管理技士(土木)
		配水管布設工事			
27	消防施設工事	消防施設工事	—	—	—
28	清掃施設工事	清掃施設工事	衛生工学部門の選択科目「廃棄物管理」	—	—
29	解体工事	解体工事	建設部門	一級土木施工管理技士 一級建築施工管理技士	二級土木施工管理技士(土木) 二級建築施工管理技士(建築)又は(躯体) 解体工事施工技士

発注機関と評価対象の分類

(別表2)

発注機関		技術者評価		企業評価	
		同種工事の 施工実績	過去一定期間に おける工事成績 評定点	同種工事の 施工実績	同種建設工事の 工事成績評定点 の平均点
国等	国の行政機関	○	○ ※過去5年間評価	○	
	国の「工事成績相互 利用登録機関」	○ ただし、「工事成績相互利用対象工事として国土交通省のホームページに登録・掲載されている工事	○ ただし、「工事成績相互利用対象工事として国土交通省のホームページに登録・掲載されている工事 ※過去5年間評価	○ ただし、「工事成績相互利用対象工事として国土交通省のホームページに登録・掲載されている工事	
地方公共団体	徳島市上下水道局	○	○ ※過去10年間評価	○	○ ※徳島市実績との合計値から算出する。
	徳島市 (交通局又は病院局を除く)	○	○ ※過去10年間評価	○	
	徳島県	○	○ ※過去5年間評価	○	
	その他の都道府県又は市町村(徳島市、徳島県を除く)	○		○	
下水道事業団 ※下水道事業に係る工事のみ評価対象となる		○	○ ※過去5年間評価	○	

○印が評価対象となる